

稚内市人事行政の運営等の状況の公表 (令和3年度実績)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び稚内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年稚内市条例第2号)の規定に基づき、令和3年度の稚内市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和4年9月8日

稚内市長 工 藤 広

1 職員の任免及び職員数について

- (1) 平成3年4月1日現在における本市の職員数は、本庁や病院、各施設の全体で674人となっています。(会計年度任用職員を除きます。)
- (2) 令和3年4月1日現在の職員数内訳

会 計 別	部 門 別	(令和2年度)
普通会計部門 277人	一般行政 226人	一般行政 234人
	教育 51人	教育 54人
	小計 277人	小計 288人
公営企業等会計部門 397人	病院 365人	病院 383人
	水道 11人	水道 12人
	下水道 3人	下水道 3人
	その他 18人	その他 17人
	小計 397人	小計 415人
合計 674人	合計 674人	合計 703
備考 「普通会計部門」職員数は、総職員数から水道事業、病院事業等の各特別会計の職員数等を除いたものとなります。		

(3) 令和3年度の採用者数及び退職者数

項目	概要	人数
採用者数	R3.4.1からR4.3.31までに採用された職員数	53人
退職者数	R3.4.1からR4.3.31までに退職した職員数	81人

【参考】

R4.4.1現在の全職員数	646人
---------------	------

2 職員の人事評価の状況について

地方公務員法の改正により、人事評価制度が法律上の制度として導入されました。

本市においても、評価基準の明示や評価結果の本人への開示などの仕組みを導入し、評価の観点として「業績評価」及び「能力評価」の両面から評価して、職員の人材育成及び適正な人事管理の基礎として活用することとしています。

3 職員の給与の状況について

- (1) 職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当により構成されています。
- (2) 一般行政職の職員の平均給料月額は、次のとおりです。

項目	稚内市	北海道	国
R3.4.1現在の平均給料月額	295,582円	319,355円	325,827円
備考 一般行政職とは、教育委員会、各特別会計並びに病院事業及び水道事業に属する職員以外の職員をいいます。			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況について

(1) 勤務時間

項 目	概 要
勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで
休憩時間	正午から午後1時まで
勤務を要しない日	日曜日及び土曜日
休日	①国民の祝日に関する法律に規定する休日 ②年末年始（12月31日から翌年1月5日まで）
備考	交替制勤務の職場については、上記に準じた取扱いとなります。

(2) 主な休暇等

ア 年次休暇

1年につき20日付与。前年の休暇に残日数がある場合は、これを翌年の休暇に加算（合計40日を限度）

イ 病気休暇

職員が療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇

ウ 特別休暇

忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇、子の看護休暇等

エ 介護休暇

負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある親族の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

オ 育児休業

子が満3歳に達するまでの期間中において、育児のために認められる休業

5 職員の休業に関する状況について

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び稚内市職員の育児休業等に関する条例に基づき、職員が子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができます。休業期間中の給与は支給されませんが、職員としての身分は保障されます。

(2) 取得状況（令和3年度）

育児休業取得者数 24人（うち令和3年度新規取得者数14人）

6 職員の分限及び懲戒処分の状況について

(1) 分限処分

職員が一定の事由によって職務を十分に果たすことが期待できない場合、あるいは職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合に、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分をいいます。

処分事由	処分の内容	令和3年度 処分者数
降任	現在の職より下位の職に任命する処分	0件
免職	職員の意に反してその職を失わせる処分	0件
休職	職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分	14件
降給	職員が現に決定されている給料よりも低額の給料額に決定する処分	0件
計		14件

(2) 懲戒処分

職員の一定の服務義務違反に対して公務員関係の秩序を維持するために、任命権者が職員の道義的責任を追及して科する処分です。

処分事由	処分の内容	令和3年度 処分者数
免職	職員の規律違反の責任を問うために職員としての身分を失わせる処分	0件
停職	職員を一定期間職務に従事させない処分	0件
減給	職員の給与の一定割合を一定期間減額して支給する処分	0件
戒告	職員の規律違反の責任を確認するとともに、その将来を戒める処分	0件
計		0件

7 職員の服務の状況について

- (1) 職員には、①法令等に従う義務、②職務上の秘密を守る義務が課されるほか、③信用失墜行為の禁止、④政治的行為の制限、⑤争議行為等の禁止、⑥営利企業等の従事などが制限されています。
- (2) このうち、営利企業等の従事制限については、職務の公正が確保されるとともに、職員の品位の維持が保たれる場合には、従事の許可を得ることができます。
- なお、令和3年度の許可件数は4件です。

8 職員の退職管理の状況について

平成28年4月1日に施行された地方公務員法では、退職した元職員による働きかけについて規制しており、本市においても、営利企業等に再就職した元職員による現役職員への働きかけを禁止する「稚内市職員の退職管理に関する規則」を制定し、適正な退職管理に取り組んでいます。

9 職員の研修の状況について

- (1) 職員には、勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないこととされています。
- (2) 研修の種類及び受講実績は、次のとおりです。

項目	受講対象者	回数	受講人数
階層別研修		4回	76人
新採用職員研修	I 令和3年度新採用職員	(1回)	(22人)
	II 令和3年度新採用職員	(1回)	(24人)
初級職員研修II	2級昇格後3年を経過した職員	(1回)	(20人)
管理者研修	5級昇格後1年を経過した職員	(1回)	(10人)

専門研修			5回	110人
	業務改善研修	主査・主任（公募）	（1回）	（16人）
	D X理解研修	管理職・主査（公募）	（1回）	（21人）
	メンタルヘルス研修	全職員（公募）	（1回）	（33人）
	法制執務研修	主任	（1回）	（20人）
	接遇・応対研修	会計年度任用職員（公募）	（1回）	（20人）
特別研修			11回	98人
	情報セキュリティ研修（eラーニング）	入庁1～2年目の職員	（1回）	（20人）
	地方自治法・公務員法研修（eラーニング）	36歳の職員	（1回）	（5人）
	カフェテリア型研修（税・会計）	主事	（2回）	（22人）
	その他		（7回）	（51人）
研修機関派遣研修				0人
	該当なし			（0人）
その他				1人
	（一財）稚内青年会議所			（1人）
備考				
1 階層別研修は、令和3年4月1日付で市長が指名した職員が受講対象者となっています。				
2 対象者数等の都合により、今年度は実施せず、隔年で実施している階層別研修や専門研修もあります。				

10 職員の福祉及び利益の保護の状況について

（1）厚生制度

ア 市は、地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を実施しなければならないとされています。

イ このため、本市では、職員の定期健康診断やストレスチェックを実施している

ほか、必要に応じ特別健康診断（腰椎検査、VDT検査等）を実施しています。

（２） 公務災害補償制度

ア 職員が公務により負傷、疾病、又は死亡した場合等による損害は、公務災害補償制度により補償されることとなります。

イ 本市における公務災害の状況は、次のとおりです。

概 要	人 数
職員が公務中又は通勤中に災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補償	35 人
備考 公務災害の補償は、地方公務員災害補償基金（本部所在地：東京都、支部所在地：北海道ほか）により行われます。	

（３） 福利制度

このほか、相互扶助の精神に基づいて会員（職員）間の親睦を図るとともに、会員の文化、教養、スポーツ等に関する事業を行うため、稚内市職員福利厚生会を設置しています。この福利厚生会は、会員の会費、市の交付金などで運営されています。

11 公平委員会の業務の状況について

（１） 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員からの勤務条件に関する措置の要求は、ありませんでした。

（２） 不利益処分に関する審査請求の状況

職員からの不利益処分に関する審査請求は、ありませんでした。